

# 2022年度事業報告書

自 2022年 1月 1日

至 2022年12月31日

2023年3月

一般社団法人大学監査協会

## 目 次

### 【会務の概況】

理事会	1
総 会	1
委員会	2

### 【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	4
刊行物	19

### 【基準類】 19

### 【研究成果】 19

### 【事業計画書】 19

### 【会員の増減】 23

### 【2022年12月31日現在の会員名簿】 24

### 【役員名簿】 25

### 【委員会等委員名簿】 25

## 【会務の概況】

### 理事会

- ・ 3月1日 第55回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

#### I. 決議事項

- 第1号 本協会の2021年度事業報告の承認について
- 第2号 本協会の2021年度決算の承認について
- 第3号 「大学法人における内部統制に関する基準」及び「同チェックリスト」の一部改定について
- 第4号 「監事による内部統制システムに関する監査の実施基準」の制定について
- 第5号 「監事が実施する学校法人の業務監査の意義」について（資料6）
- 第6号 第25回総会議事次第案について

#### II. 報告事項

- 第1号 学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法の改正の方向性への意見表明について

- ・ 7月22日 第56回理事会 オンライン（ZOOMを使用）

#### I. 決議事項

- 第1号 「学校法人ガバナンスに関する提言～ガバナンス・コードの活用促進と内部統制・監事監査の実質化に向けて～」について
- 第2号 「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務」について
- 第3号 監事監査分科会の委員の選任について

#### II. 報告事項

- 第1号 私立学校法改正案骨子案に関する意見募集への本協会の対応について
- 第2号 ガバナンス・コードの見直し及び実効的確保の方策に向けての私学における統一の大学ガバナンス・コードの策定と対応について

- ・ 11月11日 第57理事会 オンライン（ZOOMを使用）

#### I. 決議事項

- 第1号 2023年度事業計画案の承認について
- 第2号 2023年度予算案の承認について
- 第3号 「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務」の策定について
- 第4号 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂について
- 第5号 第26回総会議事次第案について

#### IV. 報告事項

- 第1号 「監事監査事案研究集」の作成について
- 第2号 私立学校法改正に伴う新規文書の作成及び既存文書の改定等について

### 総会

- ・ 3月23日 第25回総会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2021年度事業報告の承認に関する件

第2号議案 本協会の2021年度決算の承認に関する件

II. 報告事項

- 第1号 「大学法人における内部統制に関する基準」及び「同チェックリスト」の一部改定について
- 第2号 「学校法人における内部統制に係る監査の実施基準」の制定について
- 第3号 「監事が実施する学校法人の業務監査の意義」について
- 第4号 学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法の改正の方向性への意見表明について

- ・ 12月 7日 第26回総会 於：関西大学 東京センター

I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の2023年度事業計画案の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の2023年度予算案の承認に関する件

II. 報告事項

- 第1号 「学校法人ガバナンスに関する提言～ガバナンス・コードの活用促進と内部統制・監事監査の実質化に向けて～」について
- 第2号 「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務」の策定について
- 第3号 大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂について

**委員会**

1. 企画委員会

- ・ 1月18日 第1回 於：中夫大学市谷キャンパス  
協議事項
  - 1. 大学ガバナンス改革関連について
  - 2. 業務監査のあり方について
  - 3. 監査研修体系について
  - 4. 監事監査事案研究集の作成内容について
- ・ 2月15日 第2回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項
  - 1. 大学ガバナンス改革関連について
  - 2. 業務監査のあり方について
  - 3. 監査研修内容について
  - 4. 監事監査事案研究集の作成内容について
- ・ 3月16日 第3回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項
  - 1. 大学ガバナンス改革関連について
  - 2. 監事監査に関する検討の方向性について
  - 3. 監事の損害賠償責任限定契約について
  - 4. 監査研修内容について
  - 5. 監事監査事案研究集の作成内容について

- 4月18日 第4回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 私立学校法改正案骨子案に関するパブリックコメントについて
  2. 大学ガバナンス・コードの改定について
  3. 学校法人の監事に求められる責任のレベル（性格）について
  4. 監査研修内容について
  5. 監事監査事案研究集の作成内容について
  
- 5月24日 第5回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 大学ガバナンスコードについて
  2. 学校法人の監事に求められる責任のレベル（性格）について
  3. 監事の損害賠償責任限定契約について
  4. 監査研修内容について
  5. 監事監査事案研究集の作成内容について
  
- 7月19日 第6回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 大学ガバナンスコードについて
  2. 学校法人の監事に求められる責任のレベル（性格）について
  3. 監事監査事案研究集の作成内容について
  4. 大学監査を原点から考えるについて
  5. 本協会事業展開の方向性について
  
- 9月26日 第7回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 監事監査事案研究集の監修の方向性について
  2. 学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務について
  3. 業績監査の導入について
  4. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義について
  5. 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改定について
  6. 私立学校法改正に伴う新規文書の作成及び既存文書の改定について
  
- 11月 2日 第8回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
  2. VFM (Value for Money) 監査の導入について
  3. 監事が実施する学校法人の業務監査の意義について
  4. 「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改定について
  5. 私立学校法改正に伴う新規文書の作成及び既存文書の改定について
  6. 本協会2023年度事業計画案について
  
- 12月16日 第9回 於：中央大学市谷キャンパス  
協議事項

  1. 学校法人ガバナンスと教学ガバナンスの関係整理について
  2. 教学監査基準等の改定案について

3. VFM (Value for Money) 監査の導入について
4. 大学ガバナンスコードの意義と活用について

### 3. 内部統制分科会

分科会報告（2本）のとりまとめに向けてメール方式で5回にわたり協議

### 4. 教学監査分科会

開催なし

### 5. 監事監査分科会

分科会報告（2本）のとりまとめに向けてメール方式で5回にわたり協議

## 会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月18日 監査課題研究会議

～内部統制の大学の経営・監査への活かし方ー内部統制システムが有効に機能することによる大学法人の価値向上ー～

於：東京理科大学森戸記念会2階会議室

大学法人の内部統制は、大学法人の経営者（理事・理事長・理事会）自らが組織運営のために構築するものであるにもかかわらず、実情として自らの責任としてとらえられていない。大学の場合は、大学管理運営の自主自律が法令によって担保されていることから、大学には内部統制は不要であるといった誤解さえ生んでいる。しかし、内部統制は、あらゆる組織に必須の機能で、自ずと備わっている機能である。

民間企業では、会社法においては、株式会社について、業務全般に関する、いわゆる内部統制の整備に係る決定・決議が求められ、その決定・決議内容の概要と運用状況の事業報告への記載が求められているとともに、その記載事項の相当性は、監査役らを設置している株式会社ではその監査役らの監査対象となっている。またコーポレートガバナンス・コードにおいても、コンプライアンスなどの関係での内部統制の適切な整備と運用状況の有効性に対する監督の重要性が示されている。大学法人における監事監査にとっても、その大学法人の内部統制に対する監査の重要性は意識されるべきところと考えられる。

そこで、会社法によって事業報告への記載を求められ、監査役らの監査が求められている業務全般に関する内部統制について、その法的趣旨と会社法が求める内部統制について解説するとともに、民間企業とはその存立基盤が異なる大学組織においても、なぜ内部統制が必要なのか、内部統制を整備するうえでの前提となる内部統制に関する考え方、並びに当協会がこのたびとりまとめた「学校法人ガバナンスにおける内部統制・監事監査の意義」を踏まえて、大学法人における内部統制について解説した。

そのうえで、内部統制は大学法人を含むすべての組織に基本的に必要なものであり、経営者とその整備と運用に責任を負っており、その適切な整備と運用が大学法人の価値向上につながるとの理解のもとに協議した。

- ・ 1月25日 監査課題研究会議

～環境変化に対応するために必要な監査の本質の理解～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

監査は、情報の信頼性について意見を表明する監査と業務の適否について意見を表明する業務監査に区分される。教学監査や3E（経済性、有効性、効率性）監査等様々な監査の必要性が謳われているが、最終的には情報監査か業務監査のいずれかに該当することになる。

そして、監査の実効性を高めるためには、名前や一時の流行りに惑わされることなく、監査人はどのような姿勢で監査に臨むべきか、どのような手法やプロセスで監査を実施していくか、法人としてどのような態勢を構築するかといった点を検討していくことが重要となる。

そこで、私立学校法の改正や18歳人口の減少等大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、大学経営のあり方や大学内の種々の業務も変化せざるを得ず、変化はリスクを伴うのが常であり、従来に増してガバナンスの強化や内部統制のモニタリングが重要となることを踏まえて、財務諸表監査や業務監査に関する単なる方法論を超えて、監査自体の本質を考察した。

・ 3月17日 監査課題研究会議

～内部統制システムに係る決定の義務付けに向けた検討課題－内部統制システムが有効に機能することによる大学法人の価値向上～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

会社法では、会社法上の公開会社である大会社（上場企業などが含まれる）は、業務適正性の確保のために、同法に則った、いわゆる内部統制の構築に関する取締役会決議を行い、事業報告にその決議の概要を記載することが義務づけられている。これは企業がその目的を達成するために、リスク管理、法令等遵守、業務の効率化、適正な財務報告などの経営活動に携わる人々の行動を統制する、すなわち企業が適切に経営や事業を進めていくためのルールや仕組みを定めることにより、透明性ある経営を行い、企業がその社会的責任を果たすために、法制化されたものである。

内部統制には、企業にととまらず、あらゆる組織がその組織目的を達するために行う活動を秩序づける機能がある。組織目的の達成ということから、当然、組織の責任者がこれを定める必要がある。このことは、学校法人にも妥当する。学校法人という組織の責任者である理事長や理事会の構成員である各理事は、このことを十分に理解する必要がある。

このように、内部統制は、組織がある限り組織の中に自ずと組み込まれているもので、組織体は一定の方針をもって正面から、かつ、適切に組み込んでいく必要がある。そうであれば、学校法人という組織が、内部統制は、健全な運営を確保・維持していくために、当該組織の中に本来的に組み込まれるべきものであるとの認識が学校法人全体で必要となる。

とりわけ、学校法人の責任者である理事長にその認識が不可欠といえる。組織の統制機能が働かないまま、各部門がバラバラに業務を行い、相互に連絡を取り合っていないときなどは、いわゆる部分最適は実現することがあっても、学校法人全体としては非効率な、場合によっては、不健全な運営を招来するおそれがある。その結果、組織の不正や組織の目的不達成のリスクの顕在化という弊害が生じ、また学校法人が設立する大学が本来実現すべき高度な研究と教育を阻害することになりかねない。有効な内部統制が企業の不祥事防止にも役立つことは今や常識となっているが、この不正防止機能は学校法人の内部統制にも同様に作用する。逆にいえば、内部統制の効いていない組織体は、効率的な経営ができていないだけでなく、不正の防止という必要最低限のガバナンスが機能していない可能性が高いことを意味する。

このように、大学法人組織の責任者である理事長は健全かつ効率的・効果的な大学法人組織運営の実現を目指して「内部統制」を構築し、運営しなければならない。そのうえで、監事は、かかる内部統制が有効に機能しているかどうかをチェックする必要がある、その際、内部監査部門や外部監査人、さらには評議員会との情報共有や連携が不可欠となる。

そこで、内部統制の基本的概念と内部監査とのかかわりを解説したうえで、当協会がこのたび改定する「学校法人における内部統制基準、同チェックリスト」並びに制定する「監事による内部統制システムに関する監査の実施基準」について詳述することを通じて、大学監査における重要な監査視点と三様監査のありようについて考察した。

・ 3月29日 教学監査研究会議

～教学監査の意味と価値－その活かし方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6 階会議室

大学経営の目的は、大学が定めた使命の達成により、大学の価値向上と継続的發展を実現することであり、大学の主たる業務は教育研究とこれらを支援する業務から構成されており、設置者は、これらの業務が遺漏なく行われるように状況に応じた対応をしなければならず、このプロセスを独立の立場から確認する行為が監査である。監査の中で最近特に注目されている教学監査は、大学の目的達成のための主たる業務である教育研究が活性化され、学生の成長を通して社会の発展に貢献できるように指針を与えるものである。つまり、教学監査とは「教学に関する健全なガバナンスに基づいて組織が構築され、マネジメントシステムが適切に機能し、初期の目的を達成しているかといった視点で、組織を評価し、必要に応じて改善の指針を示すこと」である。

本協会では、法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査（教学監査）に関し、「教学監査基準と教学監査基準の解説」および「教学監査チェックリスト」を公表し、合わせて、目的達成のための組織構造及び運営方法等の仕組みに関する「大学ガバナンスコード」および「教学ガバナンスに関する報告書」を公表してきた。

一方、文部科学省では、大学がその教育目的を達成するために行う管理運営に関し「教学マネジメント指針」をまとめ、その中では、学長のリーダーシップの下での適切な教学ガバナンス、3つの方針に基づいて学修成果の達成を目指す PDCA サイクルの運用と結果の社会への情報公開を行うことにより教育の質保証が進むことを求めている。

このような「大学（法人）ガバナンス」「教学ガバナンス」「教学マネジメント」等の枠組や運用の適切性について「教学監査」を通して知ることが大学の持続的發展という大学経営の目的を達成するためには、極めて価値のあることといえる。監査は、その対象は広く、本来、持っている組織の機能が適切に発揮されているか、それ以前に、健全なガバナンスに基づいて組織の役割機能が適切に構築され機能しているか、すなわち、マネジメントシステムが適切に構築され機能し、初期の目的を達成しているかといった視点で、組織を評価することである。

そこで、大学における監査の対象と意味を再確認し、大学の価値向上と継続的發展を実現するために教学監査の必要性と価値を理解し、監査はマネジメントシステムの評価と改善の指針を示す支援であることを前提に、事案による理解の進化を通して教学監査の評価能力を身に付け教学監査を自信をもって実行できるように、協議を進めた。

・ 4月19日 監査課題研究会議

～学校法人経営と内部統制システムの整備－内部統制システムが整備され有効に機能することによる学校法人価値の向上－～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6 階会議室

内部統制システムは、組織がある限り組織の中に自ずと組み込まれているものと考えられるが、学校法人・大学法人という組織体が、健全な運営を確保・維持していくためには、大学法人組織のなかに本来的に組み込まれるべきものである。学校法人・大学法人の健全かつ効率的な経営にとって、またその創立理念・使命等の実現にとって組織の充実・維持は不可欠であろうから、内部統制システムの充実は、当然に大学法人全体で意識される必要がある。とりわけ、大学法人の責任者（理事長）にその認識が不可欠で、組織体の統制機能が働かないまま、各部門がバラバラに業務を行い、相互に連絡を取り合っていないときなどは、いわゆる部分最適は実現することがあっても、大学法人全体としては非効率な運営となってしまう。それでは、組織内部に不正が起こっても発見が遅れたり、そもそもそのような不正を生み出す隙間を生んでしまっていたりする。結果として、組織体存立の目的の不達成ということが顕在化し、また大学が本来実現すべき高度な研究と教育を阻害することになりかねない。非効率な法人運営は、本来の存立目的自体をも阻害する。

有効な内部統制システムが企業の不祥事防止に役立つことは常識となっている。この不正防止機能は学校法人・大学法人の内部統制にも当然に作用する。逆にいえば、内部統制の効いていない組織体は、効率的な経営ができていないだけでなく、不正の防止という面でもたいへん危ういといえるであろう。法人が少子化対策などとして「攻め」の姿勢をとろうとするときに、足元がぐらつくようでは

攻めることはできないであろう。大学法人組織の責任者（理事長）は、健全かつ効率的・効果的な大学法人組織運営の実現を目指して「内部統制」というシステムを構築し、運営しなければならない。

そこで、これまで会社法によって求められてきた内部統制の整備と運用に関する議論を取り上げて解説してきたが、今回は、民間企業とはその存立基盤が異なる大学組織においても、今、特に内部統制が必要とされる理由は何か、内部統制を整備するうえでの前提となる内部統制に関する考え方に集中して解説し、その際、この間にとりまとめられた有識者会議や改革会議の諸提言、「学校法人制度改革特別委員会」での議論を取り上げ、そのうちの内部統制の整備と監事監査についての示唆等を解説した。加えて、当協会がとりまとめた「学校法人ガバナンスにおける内部統制・監事監査の意義」などの内容にも言及し、学校法人・大学法人における内部統制についての経営責任と監事の役割を解説し、内部統制システムの整備・運用が「守りのガバナンス」の充実として大学の価値を高め、また大学の価値を高める諸活動を支えるうえでの「攻めのガバナンス」の充実としても機能することを示して、その詳述を通じて大学監査における重要な監査視点を提示し、協議を進めた。

・ 4月26日 監査課題研究会議  
～監事監査の在り方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

学校法人のガバナンス強化を目的として、現在、学校法人制度改革特別委員会において私立学校法の改正検討が進められている。最終的に私立学校法がどのように改正されるかはこの時点では不明であるが、従来以上に監事の役割が重視され、かつ責任が重くなる方向にあることは間違いない。

しかしながら、監事監査の現状を考えると、監事が実施できることに限界があるのも事実であり、何をどこまでやればよいか、あるいは私立学校法の要請に応えるためにはどうすればよいかを真剣に議論する必要がある。特に、2019年の私立学校法改正において、監査報告書の虚偽の記載が第三者に対する損害賠償責任の事由となることが明確化されたので、この点からも監事監査のあり方は喫緊の課題となる。

そこで、何をどこまでやれば監事としての責務を果たしたといえるのかという観点から、「学校法人の業務の監査の意義」、「会計監査の方向性」、「理事の職務執行の状況の監査の進め方」の3点について考察し、そのうえでこれらの議論の参考とするために、現状の監事監査における問題点と改善の方向性について、私立学校法改正の動向を踏まえて提示し、それらをもとに協議を進めた。

・ 5月31日 監査課題研究会議  
～私立学校法の動向を踏まえた三様監査の深化～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2022年1月に学校法人制度改革特別委員会が設置され、私立学校法の改正が具体的に検討されて、3月22日にとりまとめられ、同月30日に「学校法人制度改革の具体的方策について」と題された報告書が公表された。当該委員会では、監事の権限責任のあり方、私立学校法に基づく公認会計士等による監査（私立学校法監査）、理事会の内部統制システムの構築に係る決定義務、情報公開の推進等が議論されており、監事、外部監査人（会計監査を行う公認会計士又は監査法人）、内部監査人すべてが私立学校法改正の影響を受けることになる。

現行の私立学校振興助成法監査から私立学校監査に移行した場合、同じ私立学校法に基づく監査として監事監査と外部監査人の監査の連携が一層深化することになる。具体的には、外部監査人が会計の専門家として会計監査を行い、監事はその監査プロセスや手続が適切かどうかをチェックし、会計監査を外部監査人の監査結果に依拠することになる。その結果、監事は、業務監査に集中することが可能となる。ただし、このことは外部監査人に会計監査を丸投げすることを意味するものではなく、従来以上に深い連携が必要となる。両者は恒常的に学校法人に関する情報を共有することが求められる。

私立学校法により理事会に内部統制システムの構築に係る決定義務が明記された場合、監事が当然

にその有効性を監査することとなる。これにより、監事による学校法人の業務の監査の意義が明確化され、監事は、善管注意義務を尽くして内部統制システムを有効に活用し、学校法人の業務を監査することが要請され、これを怠ると重い責任が課される可能性があることを認識する必要がある、特に、一定規模を超える法人において内部統制システムが有効に機能するためには、内部監査によるモニタリングが不可欠であり、監事は、従来以上に内部監査との連携や情報共有が重要となる。

そこで、三様監査の概要を解説するとともに、想定される私立学校法の改正内容に基づき、三者の連携の進め方について提示し、それらをもとに協議した。

- ・ 6月15日 監査課題研究会議  
～大学ガバナンス・コードにおけるコンプライ・オア・エクスプレインとは何か～

於：日本カメラ財団 JCI ビル6階会議室

コーポレートガバナンス・コード発祥の地、英国では、大学カウンスル議長（理事会議長に相当）委員会(CUC)が、2014年に大学ガバナンス・コードを策定（直近では2020年に改訂）し、これを採用する大学に対して、コンプライ・オア・エクスプレイン方式により不遵守の理由と代替的な取組の概要を一般に入手可能な報告書（通例、年次報告書または財務書類）で開示することを求めている。コードの遵守は任意であって、不遵守の場合の説明が重視される。コードの採用はステークホルダーにとって大学ガバナンスの取組を信頼しうることの保証となる、とも述べられている。CUCは、監査実務コード、監査委員会実務コード、報酬コード等も策定し、大学ガバナンスの改善に資する活動を積極的に展開している。

学校法人のガバナンスに関する有識者会議の指摘をみると、理事会を取締役会、評議員を株主とするようなアナロジーを基礎に、役員選任議案の理事会提案の透明化の工夫、評議員の選任方法・属性や構成割合の状況に関する考え方の説明・公表、評議員会以外の場を含む情報提供や意見交換などの建設的な対話の推進、理事長選定プロセスの透明化の工夫、理事会全体の実効性評価等を、大学ガバナンス・コードに盛り込むことを提言している。別途、私立学校法の改正を想定する提言も各箇所で行われており、大学ガバナンス・コードとの連携による規制体系の構築が模索されているものと見受けられる。

大学法人の自主性・多様性を尊重し、自律性に基づいたガバナンスを構築する上で、大学ガバナンス・コードは有用な規制手法といえる。これが有効に機能するためには、内容的に一定の統一性のある大学ガバナンス・コードの策定、コンプライ・オア・エクスプレイン方式の採用、各大学による説明内容の充実と定期的な確認・見直し、遵守状況と説明のステークホルダーへの公表が不可欠であり、また、公表情報の信頼性の確保（公表情報の監査＝ガバナンスの監査）が求められる。

2022年1月に学校法人制度改革特別委員会が設置され、私立学校法の改正が具体的に検討され、3月22日にとりまとめられ、同月29日に「学校法人制度改革の具体的方策について」と題された報告書が公表された。その中でも、ハードローの整備に加えて、ソフトローとしてのガバナンス・コードの見直しや実効性確保の方策について、自主的な検討と改善を促すことが望まれる、と提言されている。4月4日には「私立学校法改正案骨子案」を示して、パブリックコメントが開始された。

そこで、今後、私立学校法改正と、大学ガバナンス・コードの見直しやその実効性確保の方策の策定が見込まれる折から、学校法人ガバナンスにおけるコンプライ・オア・エクスプレインの考え方に基づいた対応とは、どのようなことか、そもそも、どうすれば、ガバナンス・コードについてコンプライ・オア・エクスプレインしたことになるのかを考察し、大学ガバナンス・コードに対応して、何を考え、何をしなくてはならないのかを、想定される大学ガバナンス・コードの改訂内容も勘案していき、それらをもとに協議した。

- ・ 6月27日 監査課題研究会議  
～私立学校法改正に伴う学校法人会計基準の改定に向けて～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

学校法人制度改革特別委員会が公表した「学校法人制度改革の具体的方策について」において、文部科学大臣所轄法人に対し会計監査人による会計監査を制度化するとともに、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく計算書類や会計基準の一元化が提言されている。したがって、学校法人会計基準が今後改正される可能性はかなり高く、改正内容によっては実務に大きな影響を与えることになる。

学校法人会計基準は、複式簿記・発生主義会計・取得原価主義を前提としている点で、企業会計と本質的に異なるものではないが、21世紀に入り、企業会計が金融商品の時価評価、固定資産の減損会計、退職給付会計等を導入したことにより、会計処理においてかなり相違が生じているのも事実である。また、事業活動収支計算書も資金収支計算書も予算との比較形式で作成されるが、ステークホルダーにとっては期間比較形式のほうが有益ではないかという意見も存在する。

営利を目的とする会社と学校法人では目的が異なるため、すべて企業会計に合わせる必要はないと考えるが、学校法人のステークホルダーにとって有益な財務情報とは何かという観点から会計基準のあり方を検討する必要がある。

日本公認会計士協会は、従来から民間非営利セクター全体に共通する一般に分かりやすい会計の枠組みを構築することを提言しており、2019年7月に「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」を公表している。

そこで、当該報告で示されている非営利法人のモデル会計基準の趣旨及び内容を解説するとともに、現行の学校法人会計基準とのギャップを分析し、学校法人会計の今後のあり方を考察し、これらをもとに協議した。

・ 7月 5日 教学監査研究会議

～教学監査の意義とあり方—大学価値勝向上への活かし方～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学経営の目的は、大学が定めた使命の達成により、大学の価値向上と継続的発展を実現することにある。大学の主たる業務は教育研究とこれらを支援する業務から構成されており、設置者は、これらの業務が遺漏なく行われるように状況に応じた対応をしなければならず、このプロセスを独立の立場から確認する行為が監査である。監査の中で最近特に注目されている教学監査は、大学の目的達成のための主たる業務である教育研究が活性化され、学生の成長を通して社会の発展に貢献できるように指針を与えるものである。

本協会では、法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査（教学監査）に関し、「教学監査基準と教学監査基準の解説」および「教学監査チェックリスト」を公表し、合わせて、目的達成のための組織構造及び運営方法等の仕組みに関する「大学ガバナンスコード」および「教学ガバナンスに関する報告書」を公表してきた。

一方、文部科学省では、「教学マネジメント指針」をまとめ、3つの方針に基づいて学修成果の達成を目指すPDCAサイクルの運用により、教育の質保証が進むことを求めている。

そこで、このような「大学（法人）ガバナンス」「教学ガバナンス」「教学マネジメント」等の枠組や運用の適切性について、「教学監査」を通して知ることが大学の持続的発展という大学経営の目的を達成するためには、極めて価値のあることで、それらについて考察した。

・ 7月12日 監査課題研究会議

～今後の私立学校法改正の大学ガバナンスの考え方における監事の役割とIRとのあるべき関係性～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

最新の学校法人のガバナンス改革を巡る議論は、2022年5月20日に「私立学校法改正法案骨子」が策定されたことで一定の決着を見、今後、法制化作業に進むこととなった。今回の私立学校法改正の目的は、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方として、理事長の業務執

行に対する牽制機能を健全に働かせ、不適切な管理運営を防ぎ、それにより学校法人が社会の信頼と支援を得たうえで、一層発展していくためであるとされている。そのため、理事会の監視・監督、監事と評議員会が共に担うことで監視・監督機能を強化する方向性が示され、監事と評議員会の間には新たな関係性が求められ、監事だけではなく評議員にも、善管注意義務や損害賠償責任を負うことが明確化されることとなる。監事や評議員会には、これまで以上に重い責任や義務が求められることとなるが、この重責をしっかりと果たすための新たな手法や方策も必要となる。その具体的な手法の1つとして、監視・監督機能とIR機能との関係性のよりよいあり方を考えることは、今後ますます重要になってくる。

そこで、私立学校法改正を巡る最新の話題として、今後の監事や評議員会とIRとの関係性について考察した。

・ 7月25日 監査課題研究会議

～監事の職務と職務遂行における善管注意義務の履行—監事機能の強化により責任のレベルがどのように高まるのか～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

これまでの私立学校法の改正により、監事の職務範囲と権限が強化され、監事には学校法人ガバナンス上の重要な、「牽制機能」を果たすことが求められてきた。次期私立学校法改正においては、学校法人ガバナンスのいっそうの強化が求められている。とりわけ、監事の牽制機能の強化や評議員会との協働・相互牽制の強化が図られることが予定されている。それらの監事機能の強化は真に何を目的とし、何をもたらすのか。それは執行と管理の明確化である。

そのことから、今後、①監事の責任と権限がますます強くなる傾向にあり、②内部統制システムについて、その整備・運用に係る理事・理事会の経営者責任が私立学校法上明記され、内部統制システムの整備・運用に対する監事監査への期待が大きくなるうとしており、③監事の責任を追及する訴訟が現実提起される可能性が出てきた。それらの情勢を勘案すると、監事の負うべき責任のレベルと監査報告書の結論部分の文言を深く検討しておく必要が増してくる。

そこで、本協会がとりまとめている「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務の履行」を踏まえ、その際、2019年5月24日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」による私立学校法の改正により、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定が整備されたことを含めて、次期私立学校法改正から監事の職務遂行における損害賠償責任とその制限に関する内容とそれにまつわることを解説するとともに、法人ガバナンスにおける執行と管理の明確化が何をもたらすかを考察した。

・ 8月30日 監査課題研究会議

～監事監査業務におけるリスクマネジメント～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

いかなる監査においても誤った監査意見を表明するリスク（監査リスク）が存在する。公認会計士監査においては重要な虚偽表示のある財務諸表に対し適正意見を表明してしまうことであり、監事監査においては、例えば、理事の業務執行または学校法人の業務において重大な不正または法令違反等が存在したにもかかわらず、そのような事実がない旨を意見表明してしまうことが考えられる。

監事及び監査人（財務諸表監査を行う公認会計士または監査法人）は誤った意見を表明した場合は、学校法人あるいは第三者に対する損害賠償責任を負う可能性がある。監査リスクの発現は、単に監事や監査人の責任問題というだけでなく、各監査制度に対する信頼性を著しく毀損することになる。したがって、監査リスクに対する適切なリスクマネジメントは必要不可欠となる。

財務諸表監査においては、金融庁企業会計審議会による「監査基準」が存在し、これに準拠した監査が行えるよう監査人は審査制度等の品質管理体制を構築している。また、金融庁や公認会計士協会によるチェックもあり、一定水準のリスクマネジメント態勢は構築されているものと考えられる。

これに対し、監事監査においては、監査リスクを軽減する態勢が制度によって保証されているわけではなく、本協会等が作成した監事監査基準等を参考に、監事自らがリスクマネジメントを行っていかねばならない。また、監事の努力だけで監査リスクが軽減できるものではなく、学校法人及び理事者による適切な支援が必要となるが、現状では十分とはいえない。

また、「監査基準」は、独立性を保持し、懐疑心をもって職業的専門家としての正当な注意を払うことを監査人に求めている。監事監査においても、その職務において払うべき正当な注意が存在するはずであり、正当な注意を払ったことが立証できれば、責任を問われるべきではない。監事監査におけるリスクマネジメントにおいて、監事が払うべき正当な注意とは何か、どのように監査を実施していけば正当な注意を払ったと主張できるのかといった点が明確にされる必要があるが、このような議論は従来あまりなされていない。

そこで、監事監査制度は、学校法人のガバナンスにおける中核であり、これを維持発展させるためには、適切なリスクマネジメントが不可欠であることから、監査リスクを許容可能な水準まで軽減するリスクマネジメントのあり方について考察した。

・ 9月 9日 監査課題研究会議

～教学ガバナンスにおける内部統制と監事監査の意義

—内部統制が整備され有効に機能することによる大学価値の向上—

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

少子高齢化やグローバル化等の社会変動に伴い、大学に期待される役割が大きくなる一方で、経営基盤の安定化、リーダーシップの明確化、意思決定の迅速化等に資する大学ガバナンス改革が求められるようになってきた。国は、その実現に向け、法人部門・教学部門の双方について数次の関係法令改正を行い、これを推進している。

もっとも、各大学が置かれている環境に応じた自己改革としての大学ガバナンス改革については、今後の課題としている組織が多いと考えられる。各大学が置かれている環境に応じた自己改革としての大学ガバナンス改革が進展しない主要な要因の1つとして、既存の大学ガバナンス構造に含まれる組織内の意思決定システム、とりわけ、教学部門の意思決定システムの機能不全が指摘されているところである。

他方、法人ガバナンス改革が中心の私立学校法改正が進められているが、監事の職務範囲と権限が強化され、監事には法人ガバナンス上の重要な「牽制機能」を果たすことが求められてきた。次期私立学校法改正においても、法人ガバナンスのいっそうの強化が求められている。この動きを見ると、教学ガバナンスのあり方にも影響が及ぶことは否定できない。

大学におけるガバナンスは、大学を設置する法人のガバナンス（一般に狭義の「大学ガバナンス」と呼ばれる。）と設置される大学のガバナンス（「教学ガバナンス」という。）に大別されるが、両者は一体として、広義の「大学ガバナンス」を構成している。教育研究そのものを担う教学のガバナンス確立は、極めて重要な課題であり、監事が担う業務監査の観点からも、教学ガバナンスのあり方について、より広範な視点からの検討を行う必要がある。

そこで「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」（教育基本法7条1項）や「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法83条1項）という大学の目的を達成するために、大学が、組織として、法令を遵守しつつ、円滑に機能している状態にあるとき、教学ガバナンスが確立していると評価される。その状態を創出することが教学ガバナンス改革の目的となることから、それらの点を踏まえて、教学ガバナンスについて考察した。

・ 9月13日 監査課題研究会議

～ポストパンデミック時代の大学DXのガバナンスと監査～

大学は、新型コロナウイルスパンデミックの中で今まで経験したことのないウィズコロナの下での貴重な経験を積んできた。今は、パンデミックに引き続いて起こると考えられているレジームシフトに向けて備えをしなければならない段階に差し掛かっている。レジームシフトとは、大災害の後には、組織は原状に復することはできず、成功する組織と失敗する組織の両極に分化してしまう現象を指す。ポストコロナでの大学におけるレジームシフトでは、成功する大学と失敗する大学が明確に分かれていくことが考えられる。その明暗を分ける鍵となるものが、DX（デジタルトランスフォーメーション）で、パンデミックというゲームチェンジャーに対応した大学のDX活動に対して、監査にはどのような視点が求められるであろうか。

そこで、ポストコロナでの大学教育を見据えて、DXのあり方を問いかけ、それに対してどのような監査視点を持つべきかについて考察した。

・ 9月20日 監査課題研究会議

～大学ガバナンス・コードの意義と活用

—自主性と自律性に適うガバナンス構築のために～

於：日本カメラ財団JCIIビル6階会議室

2019年の私立学校法改正の前後に、文部科学省設置の委員会（例えば、学校法人制度改善検討小委員会）や自由民主党の行政改革推進本部・公益法人等のガバナンス改革検討チームにより、「私立大学版ガバナンス・コード」策定推進の方向性がかなり踏み込んで示された。さらに2021年3月公表の「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（学校法人のガバナンスに関する有識者会議報告）では、大学ガバナンス・コードに盛り込むべき事項に具体的に言及し、遵守状況の点検・公表の段階的な推進への強力な支援とできる限り早期のコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指していくべきとしている。

2022年3月29日には「学校法人制度改革の具体的方策について」と題された報告書が公表され、私立学校法の改正に向けて動いている。その中でもソフトローとしての大学ガバナンス・コードの見直しや実効性の確保の方策について、自主的な検討と改善を促すとしている。さらに、5月20日には、文部科学省から「私立学校法改正法案骨子」が公表された。この一連の改正検討作業の中で、大学ガバナンス・コードの活用が提唱され、既存の大学ガバナンス・コードについて早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式への移行を目指すとしている。

そこで、本協会では、「コンプライ・オア・エクスプレイン」とは何かについて、説明の機会を設け、その中で、コンプライ・オア・エクスプレイン方式によるには、厳密には、大学関係者がプリンシプル・ベースでガバナンス改革の趣旨・精神を確認・共有することが前提になること、プリンシプルの具体化に当たっては、各大学の自律性・多様性（沿革や実情等）を尊重し、コードが示すのとは異なる実施方法も説明によって許容するコンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用すべきであること、また、各大学に実施方法の説明を求めること（コンプライ・アンド・エクスプレイン）で、原則の実施を確実なものとし、大学相互の情報共有とステークホルダーによる比較可能性が確保されること、さらに、大学ガバナンス・コードも策定主体を一本化することが望まれ、また、遵守状況の開示と遵守しない場合の説明について、定期的な確認・見直しも必要であろうことも提示し、それらについて協議を行った。

さらにガバナンス・コードの基本をコードの活用面から理解し、法人がガバナンスにおけるコンプライ・オア・エクスプレインとはどのようなことか、どうすれば、ガバナンスコードについてコンプライ・オア・エクスプレインしたことになるのか、そしてそのコードに対応して、何を考え、何をしなくてはならないのかの検討を通して、その結果、ガバナンス・コードは何をもたらすのかを私立学校法の究極の目的に照らして考察した。

・ 9月26日 監査課題研究会議

～大学財政と監事監査～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

18歳人口の減少により大学の収支が厳しい状況にあると久しくいわれてきた。しかしながら、大学の収支のどこが厳しく、財政状態がどの程度痛んでいるか、必ずしも明確に説明はされていない。いまだに、帰属収支差額という用語で収支状況が説明されていることもあり、2013年の学校法人会計基準改正の趣旨が理解されているのか疑問に感じる場合がある。

日本私立学校振興共済事業団は、毎年「今日の私学財政」を発刊し、すべての学校種別における収支の状況・財政状態を集計・公表している。このような客観的なデータを基に計画的な経営を行っていくのが大学においては不可欠であり、また喫緊の課題となる。

日本私立学校振興共済事業団は、毎年「今日の私学財政」を発刊しているが、会計データの羅列ということもあり、有効に活用されているとは言い難い。そのため、客観的なデータの裏付けがないまま、大学経営は厳しい、このままでは多くの大学が淘汰されるといった論評がなされているようにも見受けられる。

大学が教育研究の成果を挙げていくためには、健全な財政基盤が不可欠であり、これに懸念が生じていないかは監事監査においても最重要の課題となる。その第一歩として、自法人の収支及び財政の状況を把握し、全体の傾向との比較・分析を行うことが必要である。そのためには、大学財務に関する唯一の統計資料といっても過言ではない「今日の私学財政」の有効活用が望まれる。

次期私立学校法改正における改正内容の一つが主に文部科学大臣所轄法人を対象とした私立学校法監査の導入となり、その監査とは、公認会計士等による会計監査の根拠法令を現行の私立学校振興助成法から私立学校法に移すことをいい、それに伴い学校会計基準も改正されるものとなる。基準改正は、学校法人の経営内容をより理解しやすくするという方向で行われるものと考えられるが、ステークホルダーが財務データを理解し、これを有効に活用するという姿勢がない限り、基準を改正する意味がないともいえる。また、大学のオペレーションは財務的に見ると予算の執行であり、予算編成に当たっては、教育研究の成果を最大限とするための最適な資源配分を指向しなければならないし、年度の初めに収入がほぼ確定しているため、野放図な支出は認められず、予算の確実の執行が求められる。したがって、予算編成のプロセス及び予算の執行状況は、監事監査における必須の対象事項となる。

そこで、「今日の私学財政」に基づき大学法人の現状を分析するとともに、健全な財政を維持するために必要な予算制度のあり方について解説し、あわせて、経営にとって有用な財務データとはどのようなものかという観点から、基準改正の方向性について考察した。

・10月 3日 監査課題研究会議

～私立学校法改正とガバナンスを考えるーハードローの整備・ソフトローの活用とモニタリングのあり方ー～

於：京都ガーデンパレス2階会議室

少子高齢化やグローバル化等の社会変動に伴い、大学に期待される役割が大きくなる一方で、その役割を継続的に維持し続けるために、経営基盤の安定化、リーダーシップの明確化、意思決定の迅速化等に資する大学ガバナンス改革が求められるようになってきている。国は、こうした大学ガバナンス改革に向けて、法人部門・教学部門の双方について数次の関係法令改正を行い、これを推進してきている。大学においては、法令改正対応としてのガバナンス改革の動きが見られるものの、それを超えて、各大学が置かれている環境に応じた自己改革としての大学ガバナンス改革については、今後の課題としている組織が多いと考えられる。

大学を設置する大学法人の責任者は、目的達成のため、法人組織と設置した組織が円滑に運営されるよう健全なガバナンス機能を発揮していかななくてはならない。その運営形態・権限と責任は様々であるが、公共性を前提に、法令を遵守し、自主性・自律性を発揮してその価値を高め、社会に貢献していく使命を持った存在であるから、大学法人には透明性の高い運営が求められる。一方で、法令上では、様々な運営上の制約はあるものの、詳細・具体については、各大学の独自性・自主性に委ねられている。各種ガバナンスのエンフォースメントが示され、その中で、いくつかのハードローの整備

の提示に加えて、ソフトローとしてのガバナンス・コードの見直しや実効性確保の方策について、自主的な検討と改善を促すとしている。

大学ガバナンスコードを適用していくために、大学法人の責任者は、内部統制システムを組み込んだマネジメントシステムを構築していかななくてはならない。

そこで、一連の私立学校法の改正に伴う大学におけるガバナンスのあり方と大学がその公共性を前提に、独自性を発揮して社会に貢献していくための基本となる、ソフトローとしての大学ガバナンスコードの本質的意味を考え、学校法人の真の発展に活かすための方策について考察した。また、大学監査はガバナンスとマネジメントシステムの評価であることを再確認するとともに、大学監査が「監査」という言葉ゆえ生じている「誤解」を解き、大学監査の本質とは何であるのか、そして実は、大学ガバナンスコードは大学監査にとって極めて重要なツールとなることについても考察した。これらにより大学監査は、不正の指摘のみならず、学校法人が健全な独自性を発揮して大学価値を向上させていくための一助となるものであることについて解説するとともに、このような考え方に立った時、大学の設置者や管理者による日常的なモニタリング、内部統制の構築と評価、及びそれらの妥当性をモニタリングする監査の関係は企業監査とはどのように異なるのかを再検討し、組織的なモニタリングの方法について解説し、協議した。

・10月18日 監査課題研究会議

～次期私立学校法改正に向けての動きと監事監査～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

これまでの私立学校法改正により、監事の職務範囲と権限が強化されるとともに、その義務と責任が明確化され、監事には学校法人ガバナンス上の重要な「牽制機能」を果たすことがますます求められている。次期私立学校法改正においても、学校法人ガバナンスのいっそうの強化が求められている。また、監事はその職務を適切に果たし、監査をより実効的に行うためには、評議員会と情報を共有し、連携しなければならないので、そのための具体的方策を検討する必要がある。

2019年の私立学校法改正・施行から間もない今、周知のように、次期私立学校法改正に向けた動きが加速している。世論という観点からは、いくつかの学校法人における「不祥事」がこの動きの背中を押しているようにもみえるが、学校法人ガバナンスという観点からすれば、2019年改正をもってしてもなお、学校法人ガバナンスには不十分な部分があったということであり、法改正する必要があった、ということの意味する。

「不祥事」という学校法人にとって負の現象に対応するうえで、「学校法人の業務を監査すること」と「理事の業務執行状況を監査すること」を職務とする監事の役割が重要であることはいままでもない。「不祥事」が社会的にも問題となったということは監事監査が機能していなかったという批判を生む。この批判の当否を最終的に判断するには、各「不祥事」の詳細な分析を必要とするであろうが、少なくとも「不祥事」が生じた以上、その学校法人のガバナンスにおいて監事監査が十分に機能していなかった可能性があるという指摘は誤っていない。そのうえで、当該学校法人の監事監査に何が欠けていたのか、各事例の分析だけでなく、監事監査という制度としての観点から、その点を明らかにする必要がある。これらのことは、現在進行中の次期私立学校法改正をめぐる議論から抽出し確認することも可能である。

そこで、次期私立学校法改正に向けての動きと監事監査について考察し、それらをもとに協議した。

・10月27日 監査課題研究会議

～次期私立学校法改正に向けての動きと監査にかかわる課題～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

これまでの私立学校法改正により、監事の職務範囲と権限が強化されるとともに、その義務と責任が明確化され、監事には学校法人ガバナンス上の重要な「牽制機能」を果たすことがますます求められている。次期私立学校法改正においても、学校法人ガバナンスのいっそうの強化が求められている。

とりわけ、監事の牽制機能の強化や評議員会との協働・相互牽制の強化が図られることが予定されている。それらの監事機能の強化は真に何を目的とし、何をもたらすのか。それは執行と管理の明確化である。

2019年5月24日に交付された「学校教育法等の一部を改正する法律」による私立学校法の改正により、学校法人の役員（理事・監事）の職務及び責任に関する規定が整備された。この改正は、監事に関して、その義務を明らかにする一方で、監事の責任及び権限を強化した。同改正以前においても、監事は、学校法人（及びその設置する学校）に対して善管注意義務をもってその職責を果たすことは当然のことと解されており、明文で規定されていた忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）とともに、監事が学校法人に対して負う善管注意義務に違反して損害を与えた場合には、損害賠償義務を負うことも当然のことと考えられていた。2019年の法改正により、監事は、学校法人と委任関係に立ち、善管注意義務を負い、当該義務に違反した場合には学校法人に対し損害賠償責任を負うことが私立学校法上、明確になった。また、監事の第三者に対する損害賠償責任の規定が明文化され、監事の責任が強化されている。

2019年私立学校法の改正を受けて、今後、大学の監査は、さらに監事と内部監査人が連携し、その質の向上を図っていくことが求められていて、さらにこのたびの私立学校法の改正に向けて、文部科学省「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」及び「学校法人ガバナンス改革会議」での検討成果を踏まえながら、内部統制システムの整備を理事会で決定すべき大臣所轄学校法人においては、会計監査を独立した会計に関する職業的専門家である会計監査人が行い、監事による監査に連携させることで、それ以外の業務監査に監事が一層注力しやすくすることを求めている。今後、監事の会計監査が公認会計士に依拠する形になる。

現行の私立学校振興助成法監査から私立学校監査に移行した場合、同じ私立学校法に基づく監査として監事監査と外部監査人の監査の連携が一層深化することになる。具体的には、監事は会計監査を外部監査人の監査結果に依拠し、業務監査に集中することが可能となる。ただし、このことは外部監査人に会計監査を丸投げすることを意味するものではなく、従来以上に深い連携が必要であり、両者は恒常的に学校法人に関する情報を共有することが求められる。

そこで、これからの監査のありようについて解説するとともに、これらを通して、監査上の関連性も含め、体系的に整理し、その流れの中で監査リスクを考慮しながら、今後、会計監査はどこへ行くのか、役割はどのように変わり、その役割から浮かびあがってくる課題はどのようなことかを突き詰め、それらをもとに協議した。

・11月 1日 教学監査研究会議

～教学監査の理論と実際—大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系の中での教学監査の位置づけ・枠組みとその監査の視点—

於：日本カメラ財団JCII ビル6階会議室

大学法人の設置者は、設置する大学がその設立の趣旨を十分に達成できるよう、人材・資金・施設設備を用意提供する義務があり、これらが適切に準備されているか否かを確認し、万一不備がある場合には、是正行動を経営陣に対して指摘するための点検業務が監査の重要な役割の一つである。一方、設置者は、大学法人が設置した大学が設置当初の目的通りに大学運営がなされているか、あるいは外部環境の変化に応じた対応行動がとられているか等を確認し、計画の見直し等に反映させていく必要がある。このため大学法人並びに設置した組織を当該組織とは独立させて点検する仕組みも必要であるから、ここに監査のもう一つの側面がある。

本協会では、これまで法人・大学の業務の監査の中で、従来あまり手が付けられてこなかった教学業務の監査に関し、その役割とそれに必要な枠組み、及び大学の監査体系の中での位置づけという観点からの検討を踏まえ、教学監査基準と教学監査チェックリストをまとめ、公表してきた。

そこで、大学経営の目的達成のためのガバナンス・マネジメント体系、及びその監査の視点について、監査事案を交えての解説を通して、教学監査とは何かを明らかにし、その目指すところはどこかを提示し、考察した。

次に教学監査に対する教職員のイメージは、まだ十分に共有されているとは言い難い。しかし、大学は、教育研究の充実化により、その成果を社会に広く展開していく組織で、そのためにも大学法人がその透明性ある運営を前提に、運営基盤を強化し、大学が教育研究の質向上を図るよう継続的に努力していく「攻めのガバナンス」が必要である。この「攻めのガバナンス」に何が重要であり、監査はどうかかわるべきであろうかについて考察した。

続いて、健全な大学ガバナンスの中に教学に関するガバナンスが設けられ、これに基づいて構築された教学マネジメントシステムによって教育研究が推進されることとなり、教学監査は、これらの教学ガバナンスと教学マネジメントシステムを監査する体制であることを考察した。

そこで、大学ガバナンスと教学ガバナンスの関係性、教学部門にも存在するマネジメントシステム、及びこれら进行评估する教学監査の視点について詳説し、それらをもとに協議した。

・ 11月10日 監査課題研究会議

～学校法人とステークホルダー～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

私立学校、とりわけ私立大学を設置する学校法人には、高等教育機関としての実質を維持・向上させるべく、自律的なガバナンスを実現することが求められる。学校法人には、在学生やその保護者、教職員、卒業生、寄附者、認証評価機関、地域社会、政府など、種々のステークホルダーが存在する。アカウンタビリティや社会的責任を果たす学校法人は、ステークホルダーとの関係を十分に意識しなくてはならない。

もっとも、学校法人のステークホルダーには、上述のように様々な属性があり、それに法的な位置づけをあたえる作業は簡単ではない。学校法人の理事者が、ステークホルダーをどう処遇するか、その責務の法的説明は開かれた課題といえる。

そこで、学校法人のステークホルダーの法的な位置づけや、ステークホルダーに対して理事者が果たすべき責任を明らかにすることは、学校法人の公共性を高め、ひいてはガバナンスを強化することに資することになることから、学校法人の公共性という難題を視野に入れつつ、学校法人のステークホルダーを巡る法的課題を抽出し、考察した。

・ 11月17日 監査課題研究会議

～会計業務の誤謬並びに組織不正に対応する内部統制の構築の仕方と監査手法～

於：東京理科大学森戸記念会2階会議室

大学を取り巻く環境が厳しくなり、財務の健全性が厳しく問われる時代に入っている。そのため、財務情報の重要性はますます高まっているが、それに比例して収支差額を過大に表示するといった経理不正のリスクも増大している。経理不正が発生すると、その対応のために多大な後ろ向きの労力を要し、かつ社会的な評価は著しく低下するため、予防が何よりも重要となる。

特に、理事者の指示による組織ぐるみの経理不正については、理事者による内部統制の無効化により、通常は内部統制によって予防するのは困難であり、監事による理事者の業務執行の監視が重要となる。また、理事者主導の経理不正の発見は、一義的には公認会計士による私立学校振興助成法監査によらざるを得ないが、公認会計士による監査結果を単に受け入れるのではなく、監事は、公認会計士監査の実施状況や品質管理の体制等の評価を行っていく必要がある。

一方、教職員による不正が長年発覚せず、結果として多額になる事例も発生している。また、経営

環境の悪化により財務部門に十分な人数を確保できず、重要な誤謬を自力で発見できない事例も見受けられる。財務報告は理事者の受託責任を解除する重要な手段であり、内部統制は財務報告の信頼性を確保するために十分な水準となるよう整備運用されなければならない。

このような経理不正や誤謬を予防ないし早期発見する内部統制のあり方及び経理不正発見のための着眼点は、監事、内部監査担当者だけでなく、広く管理業務に携わる方々にとって、不可欠の知識であると考えられる。

そこで、それらをもとに、会計業務の誤謬並びに組織不正に対する内部統制の構築の仕方と監査手法について協議した。

・ 11月29日 内部監査研究会議

～大学における内部監査及び内部統制はいかにあるべきか～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれているが、それらは組織的体系的に欠けていることが多い。これは内部統制に対する経営者の理解不足や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等が原因といわれている。

内部統制は、経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みで、教育研究を円滑に進め、大学法人の使命を果たすうえでなくてはならないものである。

公的研究費について見てみると、単に不正防止や管理強化という守りのコントロールばかりでなく、大学の価値向上と継続的発展を実現するために攻めのコントロールとしての監査を進めることも意義が大きいといえる。

会計検査院の検査を見てみると、不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に着目して経済性、効率性、有効性の観点から検査（3E 検査）を行っており、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っている。

次期私立学校法改正では、重層的な監査体制の構築として、内部統制システムの整備が掲げられており、大臣所轄学校法人においては、学校法人の業務の適正化を確保するために必要なリスクマネジメント、内部監査、監事の補助、職員等から監事への内部通報等に係る内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことを明確化することが求められている。

そこで、大学法人が陥りやすい内部統制上の脆弱性の把握とその改善方策に寄与することを目的に、会計検査院が毎年度報告する指摘型監査の動向について解説するとともに、会計検査院の検査結果を基に、不適切な事態の内容、検査の観点、発生原因等について学ぶことにより、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法、検査結果から導き出される真の原因の発見と具体的な改善方法等の究明、さらには予防監査に結び付く内部統制監査などについて考察した。

・ 12月 6日 監査課題研究会議

～実効性ある中期計画の反映がもたらす統合報告と大学価値の伝え方としての統合報告の視点－計画と成果に対する監査視点－  
～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

2020年4月から施行された改正私立学校法では、認証評価結果の内容を踏まえた中期計画の策定が義務づけられた。一方で、大学が公表すべき情報についても省令等で義務づけられた。このことは大学の運営が中長期視点に立脚して計画されており、かつ、教育と研究の成果である大学価値をわかりやすく社会へ伝えていくことが重要であることを示している。

本来、中期計画は、建学の理念に基づいた長期計画に基づいて策定されるものでなければならない。

また、長期計画に基づいて策定される中期計画は、財政計画とセットになった予算見合いのもので、かつ、数値目標が示されたものでなくてはならない。また、その予算も大学価値を高めていくためには、従来の枠組みにとらわれた予算制度の枠組みを超える必要がある。

しかしながら、現状の各大学法人の予算は、従来の枠組みの中だけでとらえ、その枠組みを脱することができずに「十年一日」で変化の少ないもので、中には、中期計画との連動が見られないケースがあるなど、社会環境の変化への柔軟な対応への懸念等の問題点が散見される。

一方、大学は教育研究を通じて、継続的に社会へ貢献していく存在で、このため大学は、教育研究機能を長期的視点に立って、常に向上させ、大学の価値を高めていくことが求められる。

このような大学の価値向上への取り組みは、大学の強みそのものであるが、その内容は、毎年報告される法定の財務報告や事業報告書から読み取るための作業が必要となる。このような大学法人の強みを財務情報と非財務情報とを統合した年次報告書が「統合報告」といわれる。この統合報告は IR (Institutional Research) 機能としての意味がある。

そこで、大学法人の多くが抱える予算制度が持つ問題点とその要因について語るとともに、大学価値向上を目指した中期計画を見据えた予算制度の基本的考え方とその改革について解説するとともに、これらを通じて見えてくる改革へつなげるための監査視点について考察した。そのうえで、各大学が何を統合報告で重視し、どのような統合報告書を作成・公表するのか、そのあり方を考えることが、各大学が IR の機能強化の方向性を考えることと同義であることを解説するとともに、監査が果たすべき役割についても考察した。

・ 12月14日 監査課題研究会議

～業務プロセスの内部統制の有効性評価と監事が実施すべき監査手続き～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

改正私立学校法案の骨子においては、内部統制システムの整備を決定する義務を理事会が負うことの明確化が記載されている。

ここでいう内部統制システムとは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号における「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」と同様なものになると考えられる。これは、4つの目的を達成するために6つの基本的要素から構成される「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」でいう内部統制とは異なる表現ではあるが、本質的な部分においては大きな相違はない。

したがって、私立学校法改正の有無に関わりなく、従来から内部統制の有効性評価は監事の主たる業務であり、内部統制に重大な不備がある場合は、監事はこれを是正する責務があると考えられる。しかしながら、限られた人数・時間ですべての業務に関する内部統制の有効性を評価するのは困難であり、リスク評価に基づく効率的な監査が求められる。

そこで、内部統制が軽減するリスク評価、業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価するために必要な監査手法等について解説し、それをもとに協議した。

・ 12月20日 監査課題研究会議

～学校法人は財団法人か—私立学校法改正における評議員会の位置づけ～

於：日本カメラ財団 JCII ビル6階会議室

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(一般法人法)には、一般財団法人の機関として、理事、理事会、監事と並んで評議員と評議員会を設置しなければならないと規定されている(一般法人法 170 条 1 項)。ちなみに、会計監査人は任意に(同条 2 項)あるいは大規模一般財団法人では強制的に(同法 171 条)設置される機関で、同法には、一般財団法人の評議員会の権限について、「この法

律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる」とされ（同法 178 条 2 項）、株式会社における取締役会設置会社の株主総会（会社法 295 条 2 項）や理事会設置一般社団法人の社員総会（一般法人法 35 条 2 項）と同様の規定となっている。評議員会は社団法人の社員総会のようなものと理解されている。このことをもって、財団法人ガバナンスに社団法人的要素が入り込んでいるとの説明がなされることもある。しかし、社員が不在の財団法人に、そのガバナンス上の重要な機関として社団法人的要素が入り込むことに意義があるとしても、それをどのような場面に、どの程度機能させるものとするのが妥当なのか、という問題が考えられる。財団法人の評議員は社団法人の社員ではなく、社団法人における社員総会のような形で財団法人の評議員会の権限を拡大すれば、財団法人ガバナンスが改善するのであろうか。その問題を検討する先には、学校法人改革を財団法人改革と同じように考えてよいのか、という疑問も生じるかもしれない。

そこで、文部科学省は、私立学校法を改正して学校法人ガバナンスにおける評議員会を再定位しようとしている。しかし、私立学校法における評議員会制度の改正を前に、改めて学校法人における評議員会制度それ自体を検討しておくことに意味があると考え、はたして学校法人は財団法人なのかという議題を掲げて、評議員会の位置づけについて考察した。

#### 刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.1 4

#### 【基準類】

- ・「大学法人における内部統制に関する基準」及び「同チェックリスト」の改訂
- ・「監事による内部統制に関する監査の実施基準」の制定

#### 【研究成果】

- ・「学校法人の監事の職務と職務遂行における善管注意義務」の策定
- ・「大学監査を原点から考える」及び「法人・大学の諸活動と監査の役割」の改訂
- ・「学校法人ガバナンスに関する提言～ガバナンス・コードの活用促進と内部統制・監事監査の実質化に向けて～」の策定

#### 【事業計画書】（2022年度）

大学が社会の公器として、教育研究の質を担保し、社会へ貢献していくためには「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」及び「大学の質の向上」に必要なガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上が求められる。当協会は、設立の趣旨を踏まえ、監査を通して大学価値向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 「大学監査は、大学法人の価値向上のために存在する」という基本理念のもと、大学における監査概念の確立と大学法人への啓蒙活動を行う。
2. 大学監査並びに関連諸分野についての理論及び実務へ展開するための監査基準の確立と啓蒙活動を行う。中でも大学の教育の質的管理体制に関する教学監査については、そのガバナンス及びマネジメントについて評価する視点を明確にし、実務へ展開していく。
3. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の情報共有、大学等の交流促進を図るため三様監査の位置づけを明確にする。
4. 大学運営全般並びに監査に関する情報収集・調査研究を行うとともに、政策提言できる組織体制を構築するとともに、インタラクティブな情報提供体制を充実させる。
5. 大学監査概念啓蒙活動のためのコミュニケーションルート拡大を行う。

上記の基本方針を踏まえ、下記の2課題（中長期事業目標）に取り組む。大学は、社会的責任を果たす責務があることを自覚し、また大学法人の価値向上のために大学監査が存在することを理解することが重要である。そのため、大学法人という組織の特性を踏まえ、従来の監査概念にとらわれることなく大学監査を研究していかなければならない。本協会は、監査に関する基礎的な知識を提供するだけでなく、応用的、実践的な研究を行い、その成果を提起することを特徴とする。これまでの研究の成果をさらに発展させて2022年度の事業計画を推進することとする。

- I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念・監査体系と監査手法の確立と啓蒙普及
- II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

### I. 大学経営の質向上に寄与する監査概念と監査手法の確立と啓蒙普及

大学監査は、組織活動の状況や組織の仕組みの調査を通して、各大学組織の特性を把握し、そこに潜む問題点(リスク)を洗い出すことにより、大学組織自らが是正活動を行い、組織を発展させていくことを促すために存在する。このため大学監査に関する概念形成に関する研究を一層進め、その概念を確立させるとともに、これに基づいて監査手法を確立させ、各大学に啓蒙普及させていく。

大学監査の機能を1. 経営監査、2. 財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの概念及び手法の確立を継続して行うとともに、当協会が策定してきた各種研究結果を体系的観点から見直すものとする。現在、私立学校法改正が検討されているため、これに対応した基準等及びガイドライン・指針等の新規作成及び改正が今年度は必要となるものと考えられる。したがって、統括・調整する組織である企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念・哲学並びに監査手法等の体系と実務的手法の確立のための分科会を設置する。このほか、調査研究機能を生かして大学監査の視点から大学価値向上に向けた提言等を行う。

#### 1. 大学監査の機能

##### 1-1 経営監査機能

- (1) 大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能、マネジメントシステムの評価視点について各専門的分科会において検討する。このため大学法人における監事監査・内部監査に関するツール（基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト）の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能は、本来、大学の経営者や組織の責任者が具備しなければならない資質を評価するものである。一方で、監査機能は、経営者の特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。
- (3) 内部統制機能は、経営者が組織目的達成に向けて組織を円滑に機能させるために組織内に設ける仕組みである。内部統制の真の意味と役割を明確にし、内部統制を有効に機能させるための視点と内部統制に対する監査視点について研究する。
- (4) 法令改正、大学ガバナンスコード制定等、大学法人を取り巻く環境変化への対応は、大学法人にとって喫緊の課題である。これらの諸点に関する経営者の認識について経営者・大学運営者への意識付け等が求められることから、大学法人の経営の質向上の観点からその対応に関するありようについて研究する。
- (5) これらは、大学そのものが持つ特性と各大学が持つ特性を踏まえたものである必要があり、その類型化に関する研究を行う。

##### 1-2 財務監査機能

大学における財務監査は、監事による財産の状況監査及び計算書類の作成プロセスに関する理事の業務執行に関する監査、会計監査人による大学法人の計算書類の信頼性を保証する監査、内部監査に大別される。財務監査の充実向上は、これからの大学に求められる戦略的経営にとって、財務情報の信頼性を確保するための監査を超えた手法が必要とされることでもある。

これは各大学法人が、会計基準に準拠して適正な財務情報を作成するだけでなく、財務上のリ

スクをコントロールしながら、作成された財務情報を十分活用していくことが求められていることを意味する。そこで、大学の健全な発展のために必要とされる財務監査機能のあるべき姿について研究を行う。

### 1-3 教学監査機能

教学監査は、教学部門を対象とした教学ガバナンスと内部質保証マネジメントを含む教学マネジメントシステムに関する評価である。これらの監査対象は、いずれも教育研究を取り巻く組織であるが、教育研究の内容ではなくガバナンス及びマネジメントシステムである。教学監査は、大学そのものが持つ特性と大学個々が持つ特性を踏まえる必要があることから、その類型化に関する研究を行う。

多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化を行い、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるようにする必要がある。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、大学法人組織全体のシステムとしてとらえ、マネジメントシステムとしての評価の必要がある。また、自己点検・評価、第三者評価に関する対応状況も教学監査の一環としてとらえる必要があり、このための研究をさらに進める。

### 1-4 業務監査機能

大学法人においては、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を適正性・有効性・効率性・経済性・倫理性の視点からリスクの評価及び対応、業務システムの運用状況、内部統制機能の有効性等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指すための研究を行う。

## 2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の委員会・分科会を設置する。

### 2-1 企画委員会

#### (1) 法改正への対応

当協会の事業運営のあり方並びに大学監査機能の基本的考え方の改定等を協議し、その結果を理事会に提示する。

#### (2) 各種委員会の検討内容の方向性について当協会の基本方針や理事会等の決議を基に調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。

#### (3) これまで本協会が策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等を見直すとともに、その普及を促進する。

#### (4) 大学法人を取り巻く各種法令と法人ガバナンス及び教学ガバナンスとの関係性について調査研究を行う。

#### (5) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、会計監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。

#### (6) 大学を取り巻く環境変化とリスク、各種法令と法人ガバナンス・教学ガバナンス上の関係性についての研究を行う。

#### (7) 次年度の事業計画案を策定する。

上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。

### 2-2 内部統制分科会

(1) 組織目的を達成するために業務に組み込まれている内部統制機能は、必ずしもその役割・必要性等が教職員にまで十分に理解されているとは言えない状況にある。そこで、監事監査及び内部監査を通して内部統制の概念が経営者を含む大学法人全体へ浸透するよう、内部統制基準

の基本的考え方並びに内部統制監査チェックリストの普及について検討する。

- (2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握しなければならない。このため組織に必要不可欠な IR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能及びこれらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼度の高い内部統制システムの構築が必要であることから、これらのシステムの適切な構築と監査視点に関する研究を進め、監査実務へ直結するチェックリストを策定する。

### 2-3 内部監査分科会

- (1) 内部監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上をめざし、大学の内部監査の枠組みの深化を通して、内部監査人の能力向上のためのプログラム改善・進化を図るとともにその普及活動を行う。
- (2) 内部監査は、大学法人及び大学組織の業務を独立の立場から客観的な視点で確認する行為である。このため内部監査人に求められる監査知識・スキルの普及活動を行う。

### 2-4 教学監査分科会

- (1) 教学監査は、大学法人が設置した大学の管理運営状況を監査する実務体系である。このため教学ガバナンス・教学マネジメントシステム、教学部門における内部統制の構築状況について監査を行うために策定した教学監査チェックリストの見直しを行うとともにその普及を促進する。
- (2) 内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、マネジメントシステム監査の視点からその評価基準等の確立と普及に努める。

### 2-5 監事監査分科会

- (1) 監事は、学校法人のガバナンスの中核であり、三様監査におけるリーダーとしての役割を果たさなければならない。監事はその職責を十分果たせるよう、学校法人監事監査基準等の見直しを行う。特に、私立学校法改正の動向に留意し、これに対応するために必要なガイドライン等を整備する。
- (2) 私立学校法は、監事の職務として学校法人の業務を監査するものとしているが、この記載だけでは何をどこまでやれば監事としての職責を果たしたことになるのか明確ではない。監事が実施すべき業務監査のあり方を検討し、またそれが実行可能となるよう知識・スキルの普及を図る。

## II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

大学監査の一層の充実を目的に、①企画委員会・分科会での最新の研究成果の公表と意見聴取の場、②監査基準・監査手法の普及、③大学を取り巻く社会環境変化に関わる課題、④内部監査人・監事が承知しておくべき監査課題事項、⑤教育関係法令・行政関連事項の情報提供・問題提起の場として主として会員校の監事、内部監査人、理事・管理者、会計監査人等を対象として研究会議を開催している。

### 1. 監査課題研究会議

#### (1) 大学を取り巻く諸課題と大学運営に関する情報提供

大学は、学校関係法令以外にも様々な法令等と関連している。また、社会の大きな変化についても把握しておく必要がある。これら大学運営に影響する様々な諸課題について大学は機敏に対応していかななくてはならないが、監査人もこれらの諸課題の本質的な把握と問題意識を高められるよう問題提起を行う必要がある。このための研究会議を随時開催する。

#### (2) 企画委員会・分科会での最新研究成果の公表と意見聴取

監査に関する基本的考え方は、会計監査を中心とした視点を中心となっている。一方、近年、

監査に関する概念は、企業においても大きく変わりつつある。当協会では、大学監査に関する概念を既存の考え方にとらわれずその概念形成・監査基準等の策定を進めているが、その最新の研究成果を公表し、大学現場の意見を聴取する場として研究会議を開催する。

### (3) 監査基準・監査課題事項に関する情報提供

大学監査機能とは、経営部門の意思決定プロセス及び学務を含む学校法人全般の業務執行を対象とする監査機能であり、監事及び内部監査人はその課せられた責任を十分果たしこれを遂行することが求められる。このため監事・内部監査人を対象に、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。

### (4) ガバナンス及びマネジメントに関する情報提供

大学が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）が問われる。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学法人の経営体質の改善を目的として、大学法人の組織と監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方について、先進的な大学等におけるガバナンスの事例やリスクマネジメント等の視点から討議し、法人及び大学のガバナンス強化に資することを目的として開催する。

## 2. 教学監査研究会議

本研究会議は、大学における内部質保証並びに教育研究を取り巻く周辺業務の信頼性向上のため、教学監査の概念と実務の正しい理解をコンセプトに、本研究会議では、教学監査分科会の研究成果に基づき、教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準並びに手法をさらに発展・深化・普及させるため研究会議を開催する。

## 3. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として承知しておくべき重要課題の把握等に関する知識・スキルの高度化を目的に開催する。併せて、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての普及をめざし、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる監査知識と手法を基礎から身につけるプログラムの充実を図るとともに、「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、内部監査・専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを作成する。

## 【会員の増減】

### 入・退会の状況

区 分	2021年度	2022年度	入 会	退 会
法 人	136	138	8	6
個 人	11	10	0	1
計	147	148	8	7

【2022年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知学院	51	静岡文化芸術大学	101	日本工業大学
2	愛知大学	52	実践女子学園	102	日本女子大学
3	I Pパートナーズ	53	四天王寺学園	103	根津育英会武蔵学園
4	青山学院	54	芝浦工業大学	104	ノートルダム女学院
5	朝日大学	55	秀明学園	105	白鷗大学
6	あずさ監査法人	56	十文字学園	106	兵庫医科大学
7	幾徳学園	57	順天堂	107	広島県公立大学法人
8	稲置学園	58	城西大学	108	福岡工業大学
9	茨城キリスト教学園	59	上智学院	109	福岡大学
10	イマジネーション	60	聖徳学園	110	福原学園
11	岩手医科大学	61	昭和女子大学	111	福山大学
12	梅村学園	62	真宗大谷学園	112	藤田学園
13	追手門学院	63	菅原学園	113	藤村学園
14	大阪医科薬科大学	64	聖学院	114	文京学院
15	大阪学院大学	65	聖心女子学院	115	文教大学学園
16	大阪経済大学	66	清泉女子大学	116	北海道科学大学
17	大阪産業大学	67	西南学院	117	松山大学
18	大阪歯科大学	68	聖マリアンナ医科大学	118	宮城学院
19	大阪信愛女学院	69	創価大学	119	民間外交推進協会
20	大妻学院	70	園田学園	120	武庫川学院
21	沖縄科学技術大学院大学	71	大正大学	121	武蔵野大学
22	学習院	72	大東文化学園	122	武蔵野美術大学
23	加計学園	73	太陽有限責任監査法人	123	名桜大学
24	神奈川大学	74	谷岡学園	124	明海大学
25	関西医科大学	75	茶屋四郎次郎記念学園	125	明治学院
26	関西大学	76	中央大学	126	明治大学
27	関西学院	77	中部大学	127	名城大学
28	関東学院	78	津田塾大学	128	明星学苑
29	北里研究所	79	鶴学園	129	目白学園
30	共愛学園	80	帝京大学	130	桃山学院
31	京都産業大学	81	有限責任監査法人トーマツ	131	立教学院
32	京都女子学園	82	東海大学	132	立正大学学園
33	京都成安学園	83	東京医科大学	133	立命館
34	京都橘学園	84	東京女子医科大学	134	龍谷大学
35	近畿大学	85	東京聖徳学園	135	和光学園
36	久留米大学	86	東京電機大学	136	早稲田大学
37	光華女子学園	87	東京農業大学	137	渡辺学園
38	工学院大学	88	東京薬科大学	138	和洋学園
39	高知県公立大学法人	89	東京理科大学		
40	弘徳学園	90	同志社		<b>個人会員</b>
41	神戸学院	91	東北工業大学	1	岡本 眞一
42	神戸女学院	92	東北文化学園大学	2	梶間 栄一
43	國學院大學	93	東陽監査法人	3	菊池 裕明
44	国際総合研究所	94	東洋大学	4	小平 俊行
45	国際武道大学	95	獨協学園	5	猿山 義広
46	国士舘	96	トヨタ学園	6	染川 功二
47	産業医科大学	97	中村産業学園	7	奈尾 光浩
48	産業能率大学	98	南山学園	8	八田 英二
49	滋慶学園	99	日通学園	9	藤田 和子
50	慈恵大学	100	日本医科大学	10	松本 香

【役員名簿】 2022年12月31日現在

会 長 (理事)	高 祖 敏 明	聖心女子大学	学長
副会長 (理事)	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	総長・理事長
理 事	明 石 勝 也	聖マリアンナ医科大学	理事長
〃	新 井 英 夫	松山大学	理事長・学長
〃	入 澤 崇	龍谷大学	学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	相談役
〃	大 谷 哲 夫	都留文科大学	顧問
〃	川 井 伸 一	愛知大学	理事長・学長
〃	小 林 弘 祐	北里研究所	理事長
〃	木 南 英 紀	順天堂大学	学長特別補佐
〃	佐久間 勤	上智学院	理事長
〃	重 松 博 之	会計検査院	元会計検査院院長
〃	松 藤 千 弥	東京慈恵会医科大学	学長
〃	山 田 清 志	東海大学	学長
〃	吉 岡 俊 正	東都大学	学長
専務理事	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大田原 真 美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松 本 香	公認会計士	
特別顧問	奥 島 孝 康	白鷗大学	学事顧問

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	伊 藤 靖 史	同志社大学 法学部教授
〃	工 藤 一 彦	東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究教育アドバイザー
〃	佐 藤 信 行	中央大学 副学長 法科大学院教授
〃	鈴 木 康 洋	弁護士
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事

・内部統制分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学学術院教授
委 員	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	尾 形 祥	早稲田大学 法学学術院准教授
〃	恩 田 佑 一	有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー
〃	佐 藤 修一郎	中央大学 理工学部教授
〃	矢 島 基 美	上智大学 法学部教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事

・教学監査分科会

主 査	工 藤 一 彦	東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究教育アドバイザー
委 員	川 上 哲太郎	東海大学 学長補佐
〃	倉 部 真由美	法政大学 法学部教授
〃	高 田 晴 仁	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター 客員教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事

・監事監査分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学学術院教授
委 員	安 達 勉	実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	尾 形 祥	早稲田大学 法学学術院准教授
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	堀 井 佑 介	金沢大学 教学マネジメントセンター教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	矢 島 基 美	上智大学 法学部教授

・監事監査事案研究プロジェクトチーム

主 査	百合野 正 博	同志社 監事
委 員	安 達 勉	実践女子大学 常勤監事
〃	植 草 茂 樹	公認会計士
〃	武 田 典 浩	国士舘大学 法学部教授
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	統計科学研究所 事務局長
〃	安 岡 高 志	帝京大学高等教育開発センター 客員教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 元監事